三豊市スポーツ協会スポーツ指導者資格取得補助金交付要綱

（目的）

1. この要綱は、三豊市スポーツ協会（以下「本会」という）におけるスポーツ指導者

の資格取得及び更新に要する費用の一部を補助することにより、指導者の養成と資質の向上及びジュニア層のスポーツ活動環境の向上を図ることを目的とする。

（対象となる資格）

第２条　日本スポーツ協会及びその加盟団体が認定する別表１に掲げる資格とする。

（対象者）

第3条　対象は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する新規資格取得者及び資格更

新者とする。

1. 本会専門部又はスポーツ少年団に登録し、所属団体長の推薦を受けた者
2. 所属団体内において指導者として常時活動する者
3. 資格取得後、本会の関与する事業に指導者や補助者として協力ができる者
4. 職業スポーツ従事者でない者

（補助対象経費及び補助金額）

第４条　補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という）は、資格取得のため

受講が義務付けられた講習会などの参加に係る費用とし、その内容及び補助金額は別表２のとおりとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付申請者（以下「申請者」という）は、三豊市スポーツ協会スポーツ指導者資格取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、資格取得日または更新日から1年以内に会長に提出しなければならない。

1. 認定資格試験及び講習会等の要項
2. 合格通知や認定証及び登録証の写し又はそれに類する書類
3. 補助対象経費の領収書の写し
4. 所属団体長の推薦書（様式第2号）
5. 補助金振込口座記入用紙
6. その他会長が必要と認める書類

（交付決定）

第６条　会長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。交付決定通知は、三豊市スポーツ協会スポーツ指導者資格取得補助金交付決定通知書（様式第3号）によるものとする。

（交付決定の取り消し等）

第７条　会長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付を取り消し、または交付した補助金を返還させることができる。

1. 補助金の交付申請に虚偽または不正があった場合
2. 指導者として不適当と認められる事実が判明した場合
3. その他会長が補助金の交付を不適当と認めた場合

附　則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、施行日以降に行う資格の取得または更新から適用する。

別表1　交付対象資格一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 公益財団法人日本スポーツ協会 | 競技別指導者 | スタートコーチ |
| コーチ１ |
| コーチ２ |
| コーチ３ |
| コーチ４ |
| スポーツコーチングリーダー |
| スタートコーチ（ジュニア・ユース） |
| 公益財団法人日本バスケットボール協会 | C級コーチ |
| B級コーチ |
| A級コーチ |
| S級コーチ |
| 公益財団法人日本サッカー協会 | C級コーチ |
| B級コーチ |
| A級コーチ |
| S級コーチ |

別表２

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助金額 | 上限額(1件あたりの合計額) |
| 区分 | 内容 |
| 取得・更新費用 | 受講料テキスト代受験料登録料更新料 | 1/2以内(千円未満切り捨て) | 25,000円 |
| 付帯費用 | 県外宿泊費（飲食費を除く） | 5,000円 |